

論文の内容の要旨

論文題目 ルーマニアにおける国民統一国家の建設
——1925年の行政統合法に至る過程——

氏名 中島 崇文

第一次世界大戦の結果、東欧においては国境線が大きく変更し、ポーランド、チェコスロヴァキア、ルーマニア、ユーゴスラヴィア、ギリシャは複数の国家に属していた地域から形成された国家となり、国内に複数の制度が同時に存在するという事態が生まれた。

本稿で取り上げたルーマニアではロシア、オーストリア、ハンガリーからそれぞれベッサラビア、ブコヴィナ、トランシルヴァニアといった地域を1918年という一年のうちにまとめて併合することになったため、状況はより複雑であった。ルーマニア人の比較的多いこれらの地域がルーマニア王国と統一したということで、国民統一国家が宣言されたがその実態は統一国家とは程遠いものであった。本論の課題はこうした新国家建設を従来あまり検討されてこなかった地方行政制度の統合という観点から分析しようというものである。具体的には1918年の統一から1925年に行政統合法が採択され、施行されるまでの時期を扱った。

国土を拡大したルーマニアの最初の包括的な地方行政に関する法律は1923年憲法の規定と対応していたが、1925年になってようやく採択された。実際にこの法律によって国内の各地方の異なる地方行政制度はようやく一本化され、国民統一国家としての体制が

強化されたのである。但し、行政統合法以前にも 1919 年以降に様々な改革法案が作成され、その中には行政統合法に採用された規定も見られる。また、法律を制定した国民自由党内でも 1921 年から既に法案作成の準備が進められていた。

行政統合法の大半の条項は 1926 年に入ってからようやく適用され始めたが、法律に基づく新しい地方行政当局が成立するためには同年 2 月のコミュン議会選挙と 6 月の県議会選挙の実施を待たなければならなかった。こうしてこの法律が規定しているところの行政的統合の過程は概ね、法律が採択された約一年後の 1926 年の夏頃に終ることになる。法律の適用に関しては各地に派遣された行政視察官の報告書によっても確認されている。

採択された行政的統合の方法はマルクも述べているように、1918 年に「統一した諸地域に旧ルーマニアに存在していた組織を拡大する」ことによって特徴付けられる。但し、旧王国の制度の代りにその他の地域の制度や用語が採用された箇所も若干ながら見当たる。同時に多くの地名もルーマニア語化されており、実際にはこの法律の施行にあたっては「ルーマニア化」の要素も含まれていたことが伺える。これは少数民族の割合の大きい町からルーマニア人の割合の大きい町へ県庁所在地を移したり、オーストリア＝ハンガリー時代に廃止されたルーマニア系住民が多数を占める県を復活させたりするというような細かい点でも見てとれる。また、チェコスロヴァキアと違って少数民族の自治区を認めなかったが、その他、少数民族の多い大都市でこれらの民族が市長になるのを妨げるような措置が取られたりしたという例も指摘できる。

行政統合法は地方分権化の推進と国民統一国家の強化という一見相反する二つの原則に則っていた。しかしそもそも完全なる地方分権、あるいは完全なる中央集権というものはありえないのであり、この法律は一方では大都市以外の首長は住民の直接選挙で選ばれるといった民主的な要素を含みつつも、他方では大都市において市長は最終的には中央政府が選ぶものとしたり、ブカレストが任命する県知事によって各県を統制しようとしたり、独立した立場をとることを恐れて州は設置しなかったりといった措置がとられた。こうして「政治的中央集権かつ行政的地方分権」という文句に象徴されるように、双方の原則のバランスに配慮した法律となった。チェコスロヴァキアやユーゴスラヴィアと異なり、ルーマニアではその後今日に至るまで、国内の地方が自発的に分離していくということはないが、このような状況は第一次世界大戦後に実施されたこの地方行政改革にある程度負っているということもできるであろう。

地域別で見ると、旧王国はそもそもトランシルヴァニアを獲得するために第一次世界大戦に参戦したにもかかわらず、皮肉なことにこの地域の統合が最も困難であった。1918 年以降にそれぞれの地域の利益を代弁する必要性から結成されたベッサラビアやブコヴィナを代表する政党が 1923 年までに国民自由党などの旧王国の政党に吸収されて消滅したのに対し、トランシルヴァニアの国民党は他の地域の政党に従属する形で合併することを許さなかった。いくつかの旧王国の政党との合併は行われたが、いずれも国民党が対等

以上の立場にあるものでしかなかった。そうしたことから、ベッサラビア農民党やブコヴィナ民主党がまとめて「統一諸党」と呼ばれたのに対し、国民党は「地域主義的」であるとの非難を浴びることが多かった。また、1923年に旧王国の国民自由党が採択した憲法よりも、1918年に自分たちが採択したアルバ・ユリアでの決議の方がより良いものと考えていた。大まかに言えば、大統一後のルーマニアの政治は国民自由党と国民党の対立が最も大きな側面であったが、換言すればこれは旧王国とトランシルヴァニアの対立であったのである。今日においても「トランシルヴァニアはその住民の真面目さのためにルーマニアをヨーロッパに引き込む「牽引車」になるべきである」との声は聞かれるが、こうしたトランシルヴァニア人の態度は1918年以降の時期から見られたものなのである。しかしながら、こうした国民党も1926年には同じくらいの勢力を誇っていた旧王国の農民党と合併し、遂に名実ともに全国政党となった。つまり、行政的統合が実現した1926年には最大の地方政党も消滅し、これを持って政治面でも国家は統合されていたのである。

法令集の編纂者として知られていたコンスタンティン・ハマンジウは、統一国家を実現したイタリアでは、根拠があったかどうかはともかくとして、旧来のイタリアの国境線の中に再統合された諸地域の法制度はイタリア国家の諸制度より優れているという確信が存在していたが、フランスもそうであったという。彼によれば、ルーマニアでもこれらの国々の影響を受けて、ルーマニアの法制度は併合された諸地域の法制度より劣っており、これらの諸地域に拡大されえないという確信が生まれた。その他、「個人の伝統や誇りというものはそれ自体地域主義的な考えをもたらし、法律の統合に向けた改正に反対する」という、併合された地域のある大学教授の言葉を紹介している。祖国を完全な形にした諸地域のとりわけ指導者層は、旧王国の法制度を丸ごと受け入れたらそれらの伝統の放棄になると考えていた。彼らは統合を望んでいるが、この統合はこれらの地域の法律を基礎にしてなされるべきなのであるというが、行政統合法の審議の過程における諸地域の政治家たちの態度を見ても、このことは当てはまっているといえる。

地方行政に関する法律はその後も度々改正されたが、行政統合法が実現した全国で単一の行政制度というものは今日に至るまで維持された。政治的、行政的側面からすると確かに1920年代半ばでルーマニアは国民統一国家として強化されたのである。